ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故の再発防止策への協力要請の概要

- マグネットセットを子どもが誤飲し、開腹手術が必要となった重大事故が複数発生しています。
- 消費者安全調査委員会は、ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故について、消費者安全法第 23条第1項の規定に基づく調査を実施し、「マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に 協力を求めること」等の内容を含む<u>意見具申を同法第33条に基づき2022年3月24日に経済産業大臣に対して</u> 行いました。
- これを踏まえ、経済産業省は、2022年6月24日、**マグネットセットを販売する事業者が存在するインターネットモー ル運営事業者に対して、マグネットセットの商品説明や表示についての販売事業者の対応にかかる協力を要請**しました。

インターネットモール運営事業者に対する協力要請の概要

1. マグネットセットを販売する事業者へ下記の内容を通知し、対応の協力を要請

- ① 14歳以上が使用するものであること明記する。
- ② 子どもが誤飲し開腹手術が必要となった重大事故が複数発生していることを明示しつつ、子どもの手には触れさせない旨の注意喚起をする。
- ③ 子どもの使用や幼児教育を想定した表現を行わない。 具体的には「子ども」や「親子」といった表記の他、「おもちゃ」、「知育」や「教育」等の子どもが使うことを想定した表現を用いない、子どもの写真画像やイラストを使用しない。

2. 上記 1. の対応状況について販売ページの確認等のフォローアップ

- ※1 消費者安全調査委員会「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report 021/
- ※2 消費者安全調査委員会が意見具申において定義する製品(マグネットセット)
 - (ア) 磁石単体は子どもが誤飲できる大きさであるもの。具体的には、小さいものでは直径が数mmの球(マグネットボール)や一辺が数mmの立方体(マグネットキューブ)
 - (イ) 磁石は、強力な磁石であるネオジム磁石であるもの
 - (ウ) 球や立方体が複数個(数十個以上など)を1セットとしているもの
 - (エ)「パズル」、「おもちゃ」及び「玩具」等をうたって子ども向けに販売されているもの